

広場ご利用の手引き

宮みらいライトヒル

(宇都宮駅東口交流広場)

1. はじめに

広場ご利用の手引きは、「宇都宮駅東口交流広場条例」、「宇都宮駅東口交流広場条例施行規則」等に基づいて作成されています。

2. 広場概要

宮みらいライトヒル（宇都宮駅東口交流広場）は市民福祉の増進を図るとともに、宇都宮市の玄関口にふさわしい風格と魅力ある空間の形成及び交流と賑わいの創出を図るため、誕生しました。

1階から3階の各階層を宇都宮市の風景をモチーフとしたデザインとし、各階層合計約6,000㎡に及ぶ交流広場を配置し、ライトキューブ宇都宮（宇都宮駅東口交流拠点施設）との一体的な利用が可能となっています。

		面積	火気	車両
1階	水のプラザ	約1,769㎡	○使用可*注1	一部進入可*注2
2階	緑のテラス	約1,781㎡	○使用可*注1	進入不可
3階	風のパワイエ	約2,457㎡	○使用可*注1	進入不可

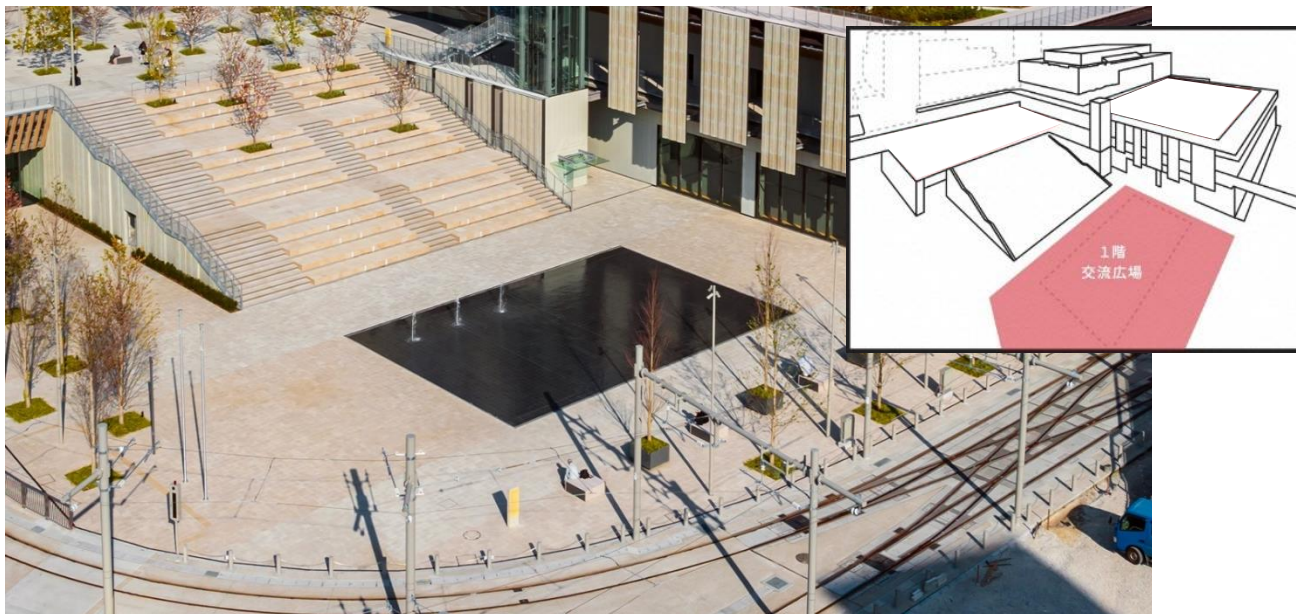
注1. 火気使用にあたっては、管轄消防署（宇都宮東消防署）への「露店等の開設届出書」をご提出いただき、許可を受ける必要があります。階段や軒下、ライトキューブ宇都宮出入口等の周辺など、一部露店等の設置不可となる場所がございますので、詳細は宇都宮駅東口交流拠点施設運営共同事業体管理事務室（TEL：028-611-5511、e-mail：yoyaku@light-cube.jp）までお問い合わせください。

注2. 車両の進入可能箇所につきましては、以下の図のとおりです。（赤枠の範囲内）（水盤内は、車両進入禁止）



◆ 1階 水のプラザ

水盤やポップアップ噴水による潤いのある景観を形成し、水を止めることで大ホールとの一体的なイベント開催が可能となります。



◆ 2階 緑のテラス

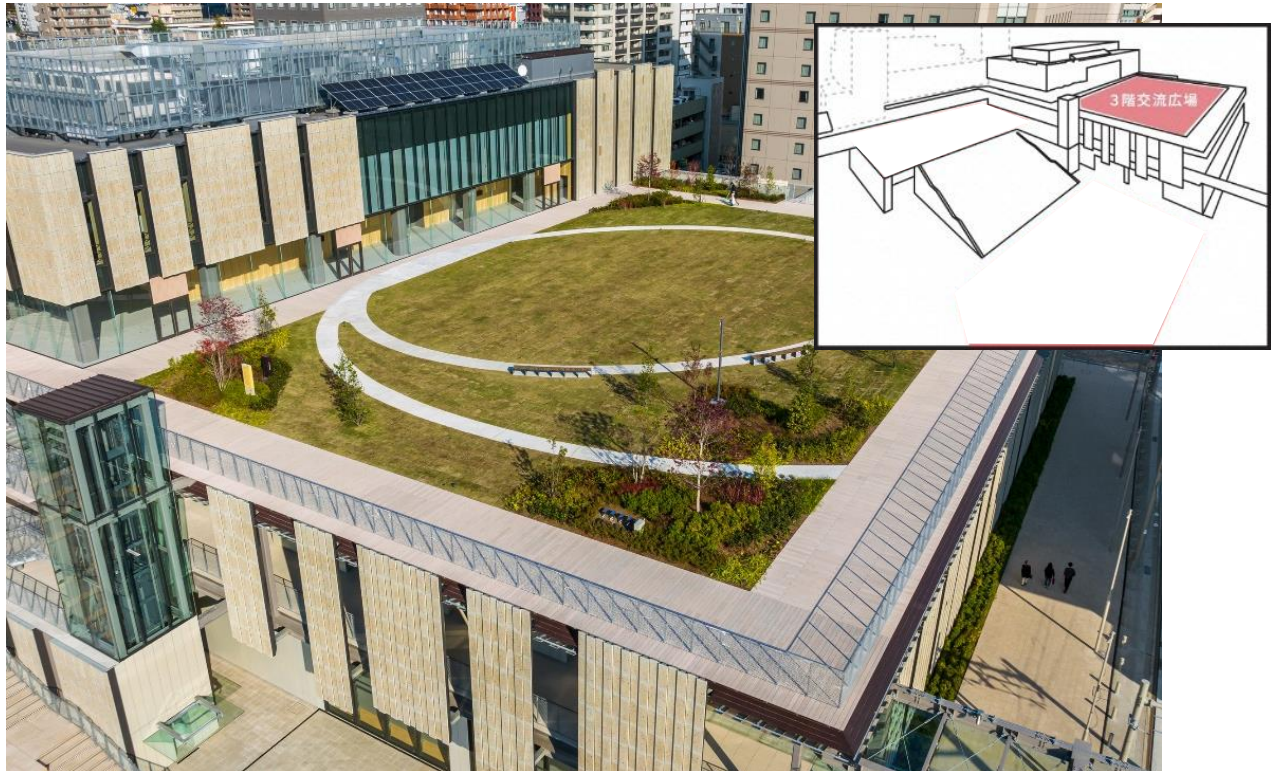
宇都宮駅とライトキューブ宇都宮のメインエントランスを結び、木陰を生み出す樹木の植栽やベンチを設置してあります。



◆3階 風のホワイエ

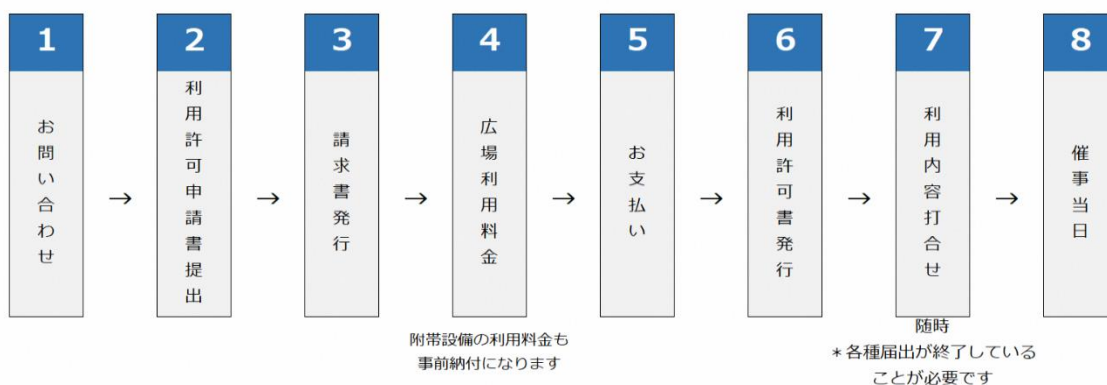
ホワイエを介し、屋外でのレセプションの開催など中ホールとの一体的な利用が可能となります。

(3階 風のホワイエを占有してのご利用はライトキューブ宇都宮・中ホールご利用者に限ります。3階 風のホワイエの単独利用はできませんのでご注意ください)



3. 申し込み

宮みらい ライトヒル（宇都宮駅東口交流広場）ご利用の流れ



(1) 利用可能日及び利用時間

12月29日～1月3日の年末年始及び施設の休館日を除く、全日
午前9時から午後10時まで（3階 風のホワイエは午後10時から翌
午前9時まで施錠いたします）

(2) 受付開始時期

利用区分	時期
広場のみのご利用	広場を利用とする日の属する月の6ヶ月前の月の初日から利用しようとする日の7日前まで
ライトキューブ宇都宮との併用利用	ご利用するライトキューブ宇都宮の諸室の受付開始時期に準ずる

(3) 利用期間

最長で連続して5日間のご利用が可能。

※ライトキューブ宇都宮と一体でご利用される場合は、ライトキューブ宇都宮の規定に準じます（最長10日間）。

(4) 利用料金

金額は以下の表のとおりです。

利用施設	金額	金額*注3
1階部分の利用	一日あたり 19,010円	一日あたり 38,020円
2階部分の利用	一日あたり 19,140円	一日あたり 38,280円
3階部分の利用	一日あたり 26,400円 *広場単独での利用はできません	一日あたり 52,800円 *広場単独での利用はできません

4時間以下の時間で利用する場合は、当該施設に係る金額の3分の1の金額とさせていただきます。

注3 以下の行為を目的に利用する場合の利用料金となります。

- ・ 商品の広告その他営業に関する宣伝をすること
- ・ 物品を販売し、又は頒布すること
- ・ 興行を行うこと
- ・ 業として写真又は映画を撮影すること

(5) 申請方法

事前にお電話などで空き状況を確認のうえ、ホームページより利用許可申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記提出先までご提出してください。

【提出書類】 利用許可申請書
その他、催事に関する資料

【提出先】 受付窓口のほか、メールまたは郵送にてご提出ください
* 受付メールアドレス：yoyaku@light-cube.jp

* 郵送先：〒321-0969
栃木県宇都宮市宮みらい1-20
宇都宮駅東口交流拠点施設運営共同事業体管理事務室 宛
* 電話番号：028-611-5522
* F A X : 028-611-5533

【受付日時】 午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝祭日についても受付可能)

【その他】

申請に係る利用許可の順位は、申請の順序により決定させていただきます。

- (6) お支払い方法
申請内容等を審査した後、請求書を発行します。
請求書に記載される料金を支払期限(請求書発行から14日以内)までに銀行振込でお支払いください。(全額前納制)
※振込手数料は、利用者様自身でご負担をお願いいたします。
- (7) 利用許可書の交付
ご入金の確認後、利用許可書を発行いたします。
※虚偽の記載が判明したときや、実際の利用内容が許可した内容と異なることが判明したとき等は、利用許可を取り消す場合がございます。
- (8) 利用内容の変更・取消
利用内容等に変更又は取消等が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。

【変更の手続き】

利用許可書発行後に利用内容を変更する場合は、利用許可取消変更申請書を提出していただきます。申請内容等を審査した後、利用許可取消変更許可書を交付いたします。

【利用料金の返還】

お支払いいただいた利用料金の返還はいたしかねます。
ただし、利用者様の責めに帰することができない事由により利用ができなくなったとき、その他、指定管理者特別の理由があると認めるときは、お支払いいただいた利用料の全部または一部を返還させていただく場合がございます。

(9) 利用内容の打ち合わせ

利用施設	時期
1 階広場および 2 階広場の単独利用	随時*注 4
3 階広場および ライトキューブ宇都宮との併用利用	ライトキューブ宇都宮の利用規約に準ずる

注 4. 各種届出の終了後、打ち合わせをお願いします。

■ 打ち合わせ事項

- ・実施概要、スケジュール
- ・会場レイアウト、受付の有無
- ・入場整理・会場警備
- ・附属設備の利用、持ち込み機材の有無
- ・車両搬入の有無、荷物の搬入計画
- ・物品の販売・配布・展示などの有無
- ・飲食・ケータリング など

■ 必要書類

- ・進行表プログラム
- ・その他必要な資料 など

4. ご利用に際して

(1) 各関係機関連絡先一覧

催事の開催にあたり、各関係機関への申請、届出、連絡などが必要な場合は利用者様ご自身でのお手続きをお願いいたします。

※申請や届出を提出した場合は、「写し」を施設に提出することが必要となります。

関係各所連絡先

- 宇都宮市保健所生活衛生課食品衛生グループ
〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 9 7 2
Tel:028-626-1110
- 宇都宮市消防局 東消防署
〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 5 丁目 3 7 - 1 6
Tel:028-663-0119
- 栃木県警察宇都宮東警察署
〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 3 丁目 5 - 6 3
Tel:028-663-0110
- 宇都宮税務署
〒320-8655 栃木県宇都宮市昭和 2 丁目 1 - 7
Tel:028-621-2151

(2) 附属設備利用料金表

附属設備等利用料金その他の料金は以下のとおりです。
請求書に記されております支払期限までに銀行振込でお支払いをお願いいたします。

※ 振込手数料は、お客様自身でご負担をお願いいたします。

設備名	単位	金額
仮設ステージ (大)	一日あたり	3、450 円
仮設ステージ (小)	一日あたり	2、550 円
ポータブル PA システム	一日あたり	2、100 円
テント	—	無料*注 5
広場電気利用量	1kw につき	200 円

*注 5 テントの大きさ (3m×3m)

※ウエイトがございませんので、お持ち込みいただくか、別途有料にてご用意可能です。その際には事前にご相談ください。

(3) 利用時間の遵守

利用時間には準備から撤去までの時間が含まれています。
所定の時間を超えないようお願いいたします。

(4) ゴミ箱の設置

広場を 4 時間以上利用する許可使用者及び飲食・物販の出店による許可利用者は下記の基準により、宇都宮市が定める分別方法に従ったゴミ箱を設置し、使用後においては、原状復帰してください。

条 件		設置箇所数
集客事業を行う場合 (ただし、半日未満の利用は除く)		2 箇所以上
飲食販売の出店を行う場合	出店数 1 店以上	2 箇所以上
	出店数 3 店以上	3 箇所以上
	出店数 5 店以上	4 箇所以上

利用者の責務

- (1) 利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、催事の運営及び催事のための必要な作業（事前準備、設営及び原状復帰を含む）は、すべて利用者の責任と費用により行っていただきます。
- (2) 利用者は管理責任者を選任し、施設内外の催事来場者の整理、搬入出車両の整理等については、当施設と打合せの上、指示 に基づいて、利用者の責任と負担により行っていただきますようお願いいたします。なお、多くの来場者が見込まれる場合、当施設から警備について条件を付す場合がございます。

- (3) 利用者は、法令に定められた届出及びその他必要とされる書類を指定された期日までに関係諸官庁に提出し、承認を得た上で、書類の写しを当施設へ提出お願いいたします。
- (4) 利用期間中の警備、清掃及びごみ処理は、利用者の責任と負担により行っていただきますようお願いいたします。
- (5) 施設の利用に当たり、当施設が必要と判断した場合は、利用者の責任と負担において必要な措置をお願いいたします。
- (6) 利用者は、自己の責任において利用期間中における展示物等の管理をお願いいたします。当施設は利用期間中に生じた盗難、破損等の責任は一切負いかねます。
- (7) 盗難、火災、損傷等の安全管理について十分な安全策を講じてくださいますようお願いいたします。
- (8) 当施設内での盗難については、当施設では責任を負いかねます。また、貴重品のお預かりも行っておりませんので、各自で管理していただけるようお願いいたします。

5. 利用上の注意

以下の事項に該当する場合、利用許可を取消させていただく場合がございます。

【禁止事項】

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 施設、附属設備若しくは備品を毀損し、又は汚損する恐れがあると認められる場合
- (3) 他人に危害又は迷惑をおよぼすおそれがあると認められる場合
- (4) 2階、3階は火気の持ち込み、また火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがあると認められる場合 *注6
- (5) 暴力的不法行為を行う組織の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる場合
- (6) 貼り紙、ポスターなどの広告物を許可なく表示する行為 *注6
- (7) 車両を乗り入れ、又は駐車する行為（指定管理者が定めた区域を除く）*注6
- (8) 募金、署名運動その他これらに類する行為 *注6
- (9) 営利を目的とした物品等の販売その他これに類する行為 *注6
- (10) 宇都宮駅東口交流広場条例の各条項に違反する行為
- (11) その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為

*注6 指定管理者が許可した場合を除く

【利用許可の取り消し】

- (1) 禁止事項に該当する場合
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けた場合
- (3) 利用許可の内容と著しく異なる目的で利用したとき、又は指定管理者の指示に従わなかった場合
- (4) 利用許可の権利を第三者に譲渡した場合
- (5) 管理の都合上、止むを得ない事由が発生した場合
- (6) 利用許可にあたり付された条件を履行しない場合

【損害賠償】

- (1) 利用者及びその関係者（関係業者、出展業者、来場者等の催事に関係する者。以下同じ。）が施設、設備、備品等を毀損、汚損、滅失等したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。
- (2) 利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、当施設は一切の責任を負わず、利用者にその損害を賠償していただきます。
- (3) 利用者が条例、規則等に違反したことにより損害が発生したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

【免責】

- (1) 当施設は、出展業者、装飾業者等下請け業者の行為も含め、利用期間中に発生した事故及び盗難について、原因の如何を問わず、一切の責任を負いかねます。
- (2) 自然災害、その他不可抗力、又は当施設の責に帰さない事由により生じた損害について、当施設はその責任を負いかねます。
- (3) 当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が当施設に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当施設は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものといたします。ただし、利用者の損害のうち、機会損失等の逸失利益に関しては、当施設はその損害の責任を負いかねます。
- (4) 隣接する芳賀・宇都宮 L R T の軌道内への立ち入りは、横断部を除き、原則禁止となります。ご利用にあたっては、軌道内に人や物が入り込まないように、対策を講じるなど、十分にご注意ください。万が一、軌道内に物が入り込んだ場合には、宇都宮ライトレール株式会社（028-666-6067）までご連絡ください。利用者及びその関係者の立ち入りや、これらの所有物等により、L R T の運行に支障をきたすなど、損害が生じた場合においても、当施設は責任を負いかねます。